

相続税・贈与税

相続時精算課税制度の見直し①（相続税・贈与税）

ポイント

- 相続時精算課税制度においても、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることになります。
- 相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産が土地又は建物で、当該土地又は建物が災害により一定の被害を受けた場合には、相続税の計算時に評価額を再計算することができるようになります。

改正内容

※相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母などから、18歳以上の子又は孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度

	現 行	改正案
1.基礎控除の創設	なし	暦年贈与の基礎控除とは別途、年110万円
2.相続税の課税価格に加算する価額	贈与額	暦年ごとの贈与額から年110万円の基礎控除部分を除いた価額の合計額
3.評価額	贈与時の評価額	特定贈与者の死亡による相続税の申告書の提出期限までの間に、特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、相続財産に加算する当該土地又は建物の価額は贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額

適用時期

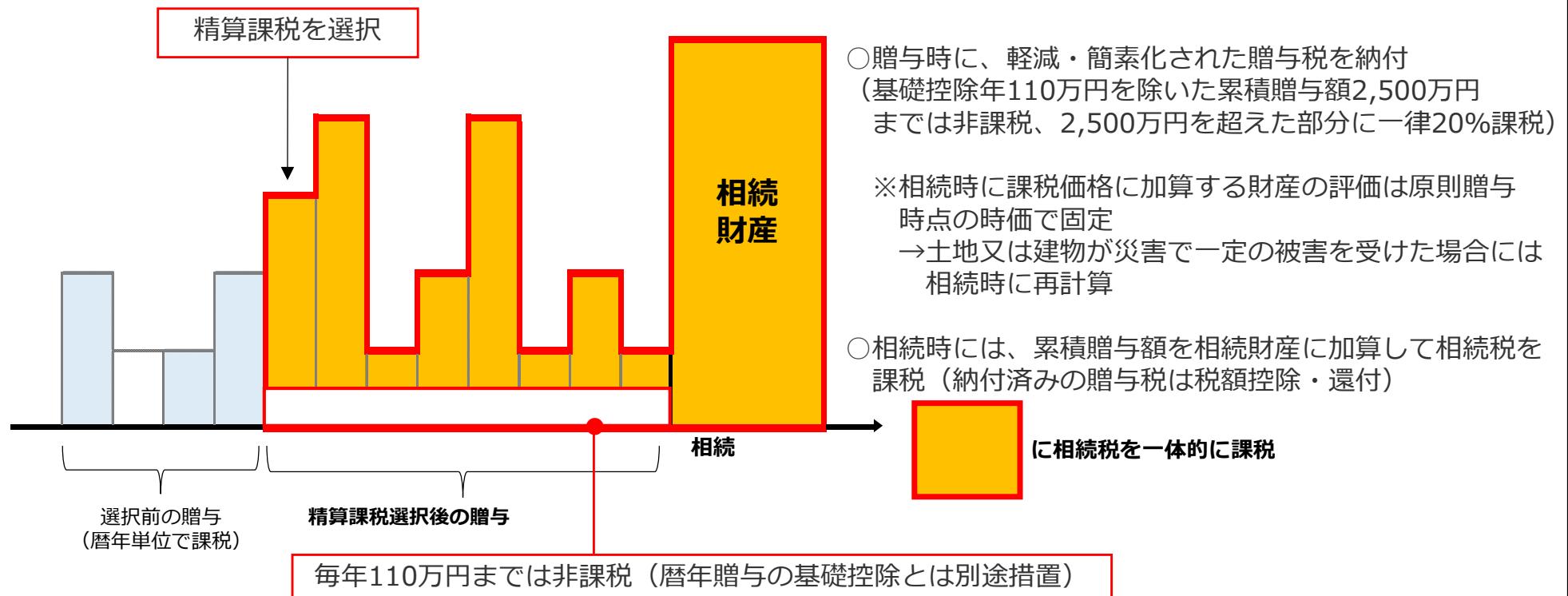
表1・2 令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用

表3 令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用

ポイント

相続時精算課税制度の見直し後の相続税・贈与税の課税について図示すると次のとおりです。

改正内容



出典：財務省説明資料「資産の移転時期の選択に、より中立な税制の構築」令和4年11月8日に加筆修正

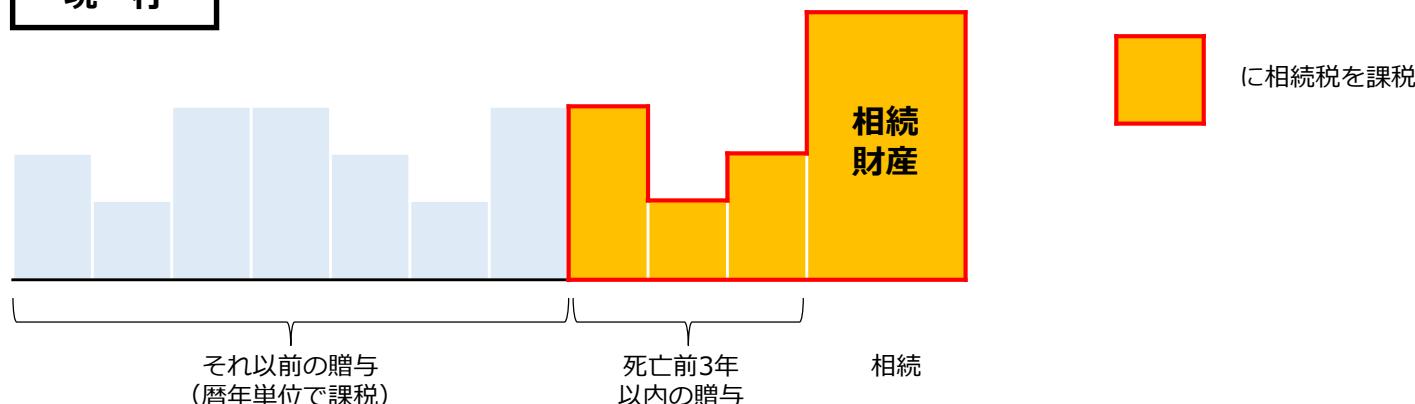
暦年課税における相続開始前贈与の加算期間延長（相続税・贈与税）

ポイント

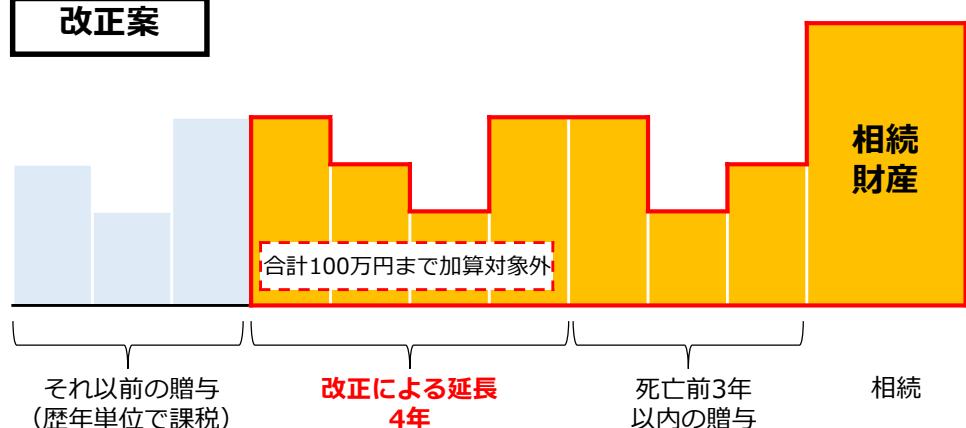
暦年課税において、相続時に相続財産に加算する対象の贈与の期間が、相続前3年から7年に延長されます。

改正内容

現行



改正案



【改正内容】

- ① 暦年課税において、相続開始前にあった贈与につき
相続財産に加算する期間を3年から7年に延長
- ② 相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の
財産については、加算対象から合計100万円を控除

出典：財務省説明資料「資産の移転時期の選択に、より中立な税制の構築」令和4年11月8日に加筆修正

適用時期

令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用

暦年課税における相続開始前贈与の加算期間延長（相続税・贈与税）

改 正 内 容

【改正が与える影響のイメージ】

贈与年

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)	加算対象期間
相 続 開 始 年	2027年 (令和9年)	←	加算対象期間	→				3年から 4年末満
	2028年 (令和10年)	←	→					4年から 5年末満
	2029年 (令和11年)	←	→					5年から 6年末満
	2030年 (令和12年)	←	→					6年から 7年末満

相続開始日の区分	相続開始日（例）	加算対象期間（例）		改正の影響
2026年（令和8年）12月31日まで	2026年（令和8年）6月30日	2023年（令和5年）6月30日から 2026年（令和8年）6月30日まで	3年	なし
2027年（令和9年）1月1日から 2030年（令和12年）12月31日まで	2027年（令和9年）6月30日	2024年（令和6年）1月1日から 2027年（令和9年）6月30日まで	3年 6ヶ月	段階的に あり
	2030年（令和12年）6月30日	2024年（令和6年）1月1日から 2030年（令和12年）6月30日まで	6年 6ヶ月	
2031年（令和13年）1月1日以降	2031年（令和13年）6月30日	2024年（令和6年）6月30日から 2031年（令和13年）6月30日まで	7年	あり

適 用 時 期

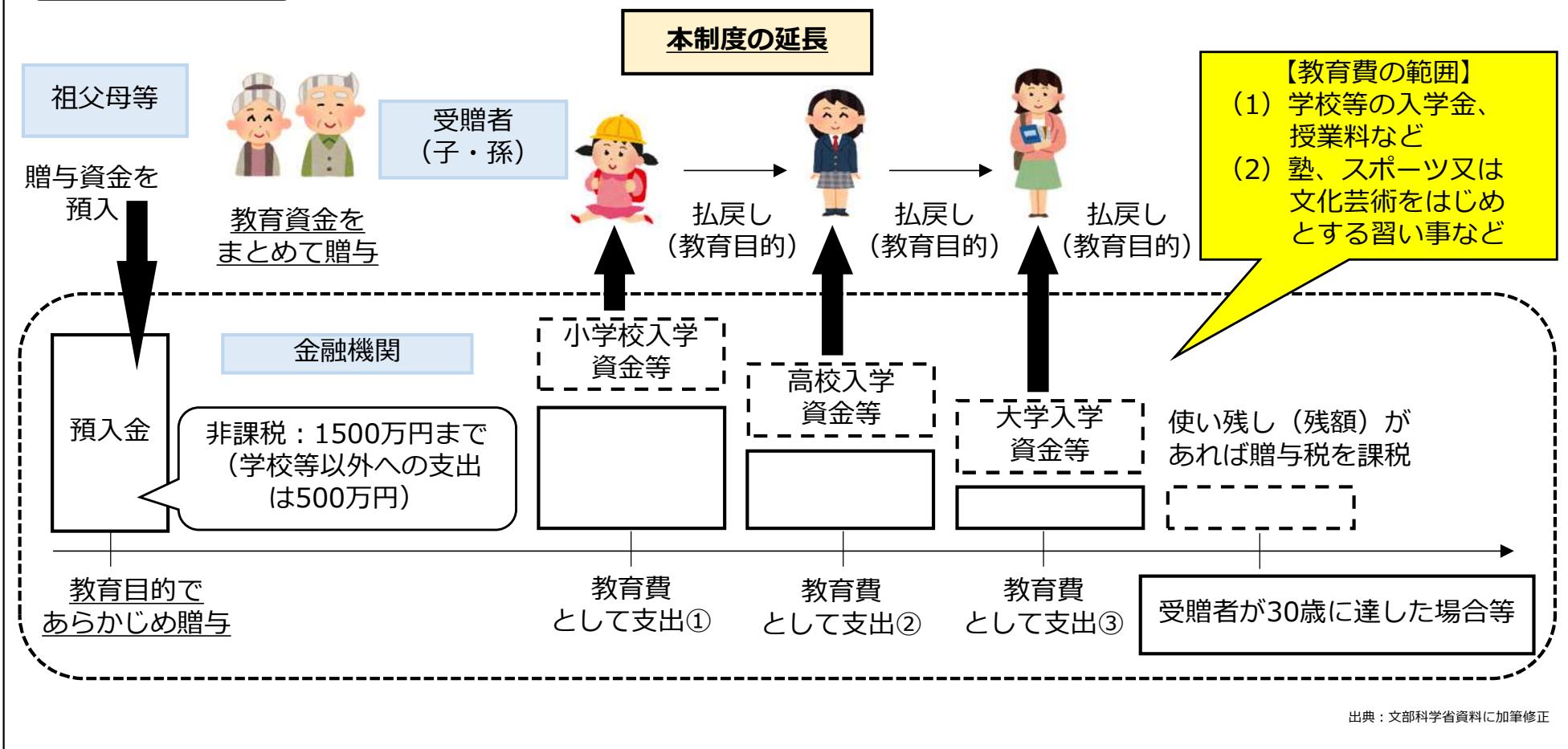
令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し①

ポイント

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が3年間延長されます。

改正内容



適用時期

令和8年3月31日まで3年間延長

出典：文部科学省資料に加筆修正

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し②

ポイント

1. 贈与者が死亡した場合において、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、教育資金として未利用の残額が相続税の課税対象になります。
2. 受贈者が30歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することになります。

改正内容

	現 行	改正案
1. 受贈者が23歳未満等である場合等(※)の相続財産の課税対象	課税対象外	贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は課税対象
2. 受贈者が30歳に達した場合等の贈与税率	受贈者の年齢によって一般税率又は特例税率	一般税率のみ

※ 贈与者の死亡の日において受贈者が次のいずれかに該当する場合

イ 23歳未満である場合

□ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

適用時期

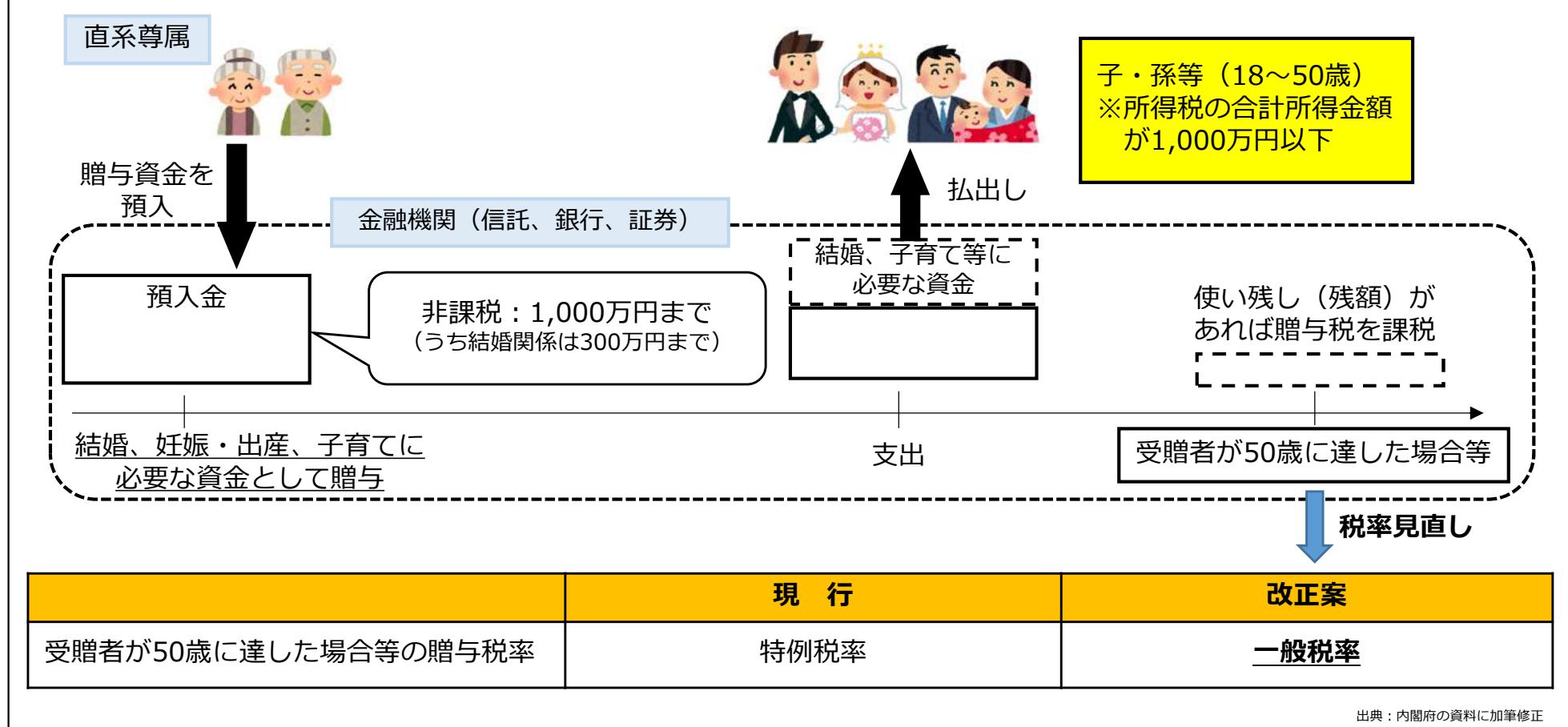
1. 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用
2. 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

ポイント

- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が2年間延長されます。
- 受贈者が50歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することになります。

改正内容



適用時期

- 令和7年3月31日まで2年間延長
- 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

ポイント

その他の相続税・贈与税について、下記の通り改正されます。

改正内容

項目	取扱い
1. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予の延長等	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内としたうえで、その適用期限が令和8年12月31日まで、3年3か月延長されます。
2. 一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し	更正をすることができないこととなる日前6月以内に相続税の更正の請求がされた場合において、その請求に係る更正に伴いその請求をした者の被相続人から相続等により財産を取得した他の者に係る課税価格等に異動が生じるとき（他の者に係る通常の更正決定等の除斥期間が満了する日以前にその請求がされた場合に限る。）は、他の者の相続税に係る更正もしくは決定又は当該更正もしくは決定等に伴う加算税の賦課決定は、その請求があった日から6月を経過する日まで行うことができるようになります。
3. 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象の拡大	福島国際研究教育機構の設立に伴い、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、同機構が加えられます。

適用時期

1. 令和8年12月31日まで延長（医療法等の改正を前提）
2. 令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用
3. 明記なし

今後の検討事項～マンションの相続税評価について（相続税・贈与税）

ポイント

マンションの評価については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化が検討されます。

検討内容

相続税法では、第22条において、相続等により取得した財産の価額は「当該財産の取得の時における時価（客観的な交換価値）」によるものとされており（時価主義）、その評価方法は国税庁の通達によって定められています。

マンションについては、「相続税評価額」と「時価（市場売買価格）」とが大きく乖離しているケースがあり、国税当局から、路線価等に基づく相続税評価額ではなく鑑定価格等による時価で評価し直して課税処分をされるというケースも発生しています。

こうしたケースで争われた、令和4年4月19日の最高裁判決（※1）以降、現状を放置すればマンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、課税の公平を図りつつ納税の予見可能性を確保する必要がある、という機運が高まりました。このため、相続税におけるマンションの評価方法について、年明け以降、市場価格との乖離の実態を踏まえ、通達改正が検討されます。

※1 令和4年4月19日 最高裁判決（国側勝訴） 路線価評価が否認された事例

銀行借入で投資用不動産を購入して相続税対策を行った事案について、その相続税対策を否認した更正処分を適法と判示

判決は、財産評価基本通達のいわゆる総則6項（※2）を発動して、投資用不動産の評価について、評価通達に定める評価方法（路線価方式等）ではなく、不動産鑑定評価額によった更正処分を適法と判断

※2 総則6項

「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と規定

【相続税対策前の財産】

資産：約7億円
負債：約3500万円
課税価格：6億円超
年齢：およそ90歳

【相続税対策の内容】

銀行等から約10億円を借入
約14億円の居住用賃貸マンション（投資用不動産）を2棟購入

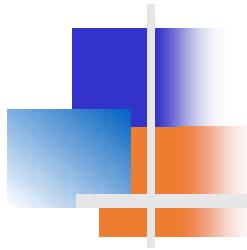
- ✓ 相続開始後、2棟のマンションの相続税評価額は約3.3億円
- ✓ 借入の債務約10億円を控除した後の課税価格は3000万円弱
→ 基礎控除1億円 → 相続税ゼロで申告

	評価方法 (購入額)	杉並区内の マンション	川崎市内の マンション	合計
相続人	路線価等の評価額	2億円	1.3億円	3.3億円
	購入額	8.37億円	5.5億円	13.87億円
国税側	不動産鑑定	7.54億円	5.19億円	12.73億円

評価額等は概算

適用時期

明記なし



個人所得課稅

NISAの抜本的拡充・恒久化 (所得税)

ポイント

令和6年1月1日から新たな恒久的NISA制度が創設され、一定の投資信託のみを対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業への投資が可能な「成長投資枠」が設けられます。

改正内容

【新制度の創設】

- 令和6年からNISA制度が恒久化され、非課税期間は無期限となります。
- 現行のNISAとは別に、一般NISAとつみたてNISAを一つにした形となり、一般NISAは「成長投資枠」、つみたてNISAは「つみたて投資枠」として併用できるようになります。
- 「成長投資枠」の年間投資枠は240万円（現行120万円の2倍）、「つみたて投資枠」の年間投資枠は120万円（現行40万円の3倍）に拡充となります。
- 一生涯の非課税限度額は1,800万円（うち、成長投資枠1,200万円）となります。

【現行NISAはどうなる？】

- 令和2年度改正で令和6年1月から施行予定の「新NISA制度（令和2年度改正）」については、その施行は見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行することとなります。
- 令和5年末までに現行一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されます。（現行制度から新制度へのロールオーバーは不可）

適用時期

令和6年1月1日以後に適用

改正案

【令和6年からの新たなNISA制度】

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	年間120万円	年間240万円
非課税保有期間	無期限化	
一生涯の非課税限度額	1,800万円 うち、1,200万円	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において 投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 (現行制度から新制度へのロールオーバーは不可)	

NISAの抜本的拡充・恒久化(所得税)

現 行

【令和5年12月31日までの現行NISA制度】

いずれか選択			
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
年間投資上限額	年間40万円	年間120万円	年間80万円
非課税保有期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長5年間
一生涯の非課税限度額	800万円	600万円	400万円
口座開設期間	令和24年まで	令和5年まで	令和5年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF REIT、株式投信	上場株式、ETF REIT、株式投信
対象年齢	20歳以上 (令和5年以降は18歳以上)		20歳未満 (令和5年以降は18歳未満)

スタートアップに再投資する場合の優遇税制の創設（所得税）

ポイント

保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合や、エンジエル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合の株式譲渡益に課税しない制度が創設されます。

改正内容

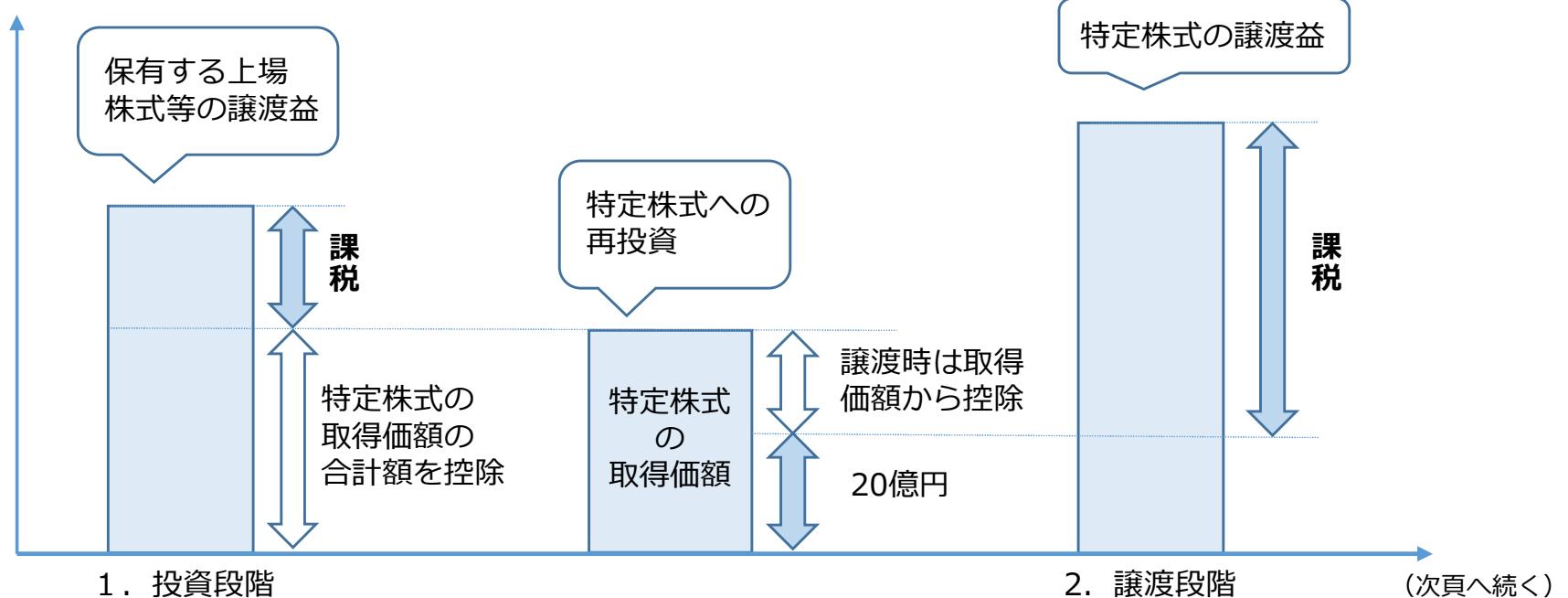
1. 投資段階

特定株式（※1）を払込みにより取得した居住者等（※2）については、その取得をした年分の一般株式等又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、その特定株式の取得価額の合計額（※3）が控除されます。

※1 その設立日の属する年において、次頁3. の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式をいいます。

※2 株式会社の発起人に該当すること及びその株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人等に該当しないことその他の要件を満たすものに限ります。

※3 一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が限度となります。



改 正 内 容

2. 謹渡段階

この特定株式の取得価額は、1. の控除をした金額のうち20億円を超える部分の金額をその取得価額から控除した金額とします。

この特定株式は、特定中小会社が発行した株式に係る謹渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に加えられます。

3. 要件

- (1) その設立日以後の期間が1年未満の中小企業者であること。
- (2) 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすこと。
- (3) 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の100分の99を超える会社でないこと。
- (4) 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。
- (5) 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人等（※4）の所有に属している会社
又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人等（※4）の所有に属している会社でないこと。
- (6) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

※4 大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（子会社等）をいいます。

適 用 時 期

明記なし

エンジエル税制の拡充 (所得税)

ポイント

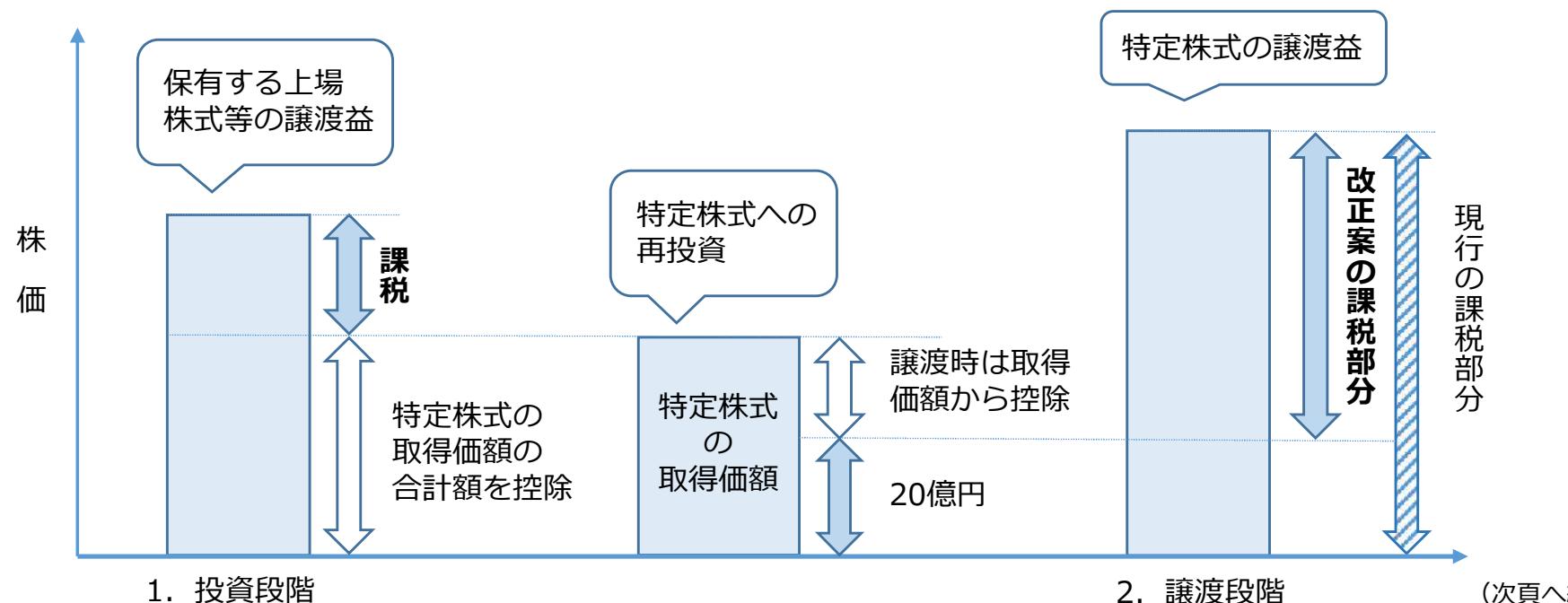
プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジエル投資の要件緩和が行われます。

改正内容

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置が講じられます。

1. 投資段階（現行通り）

特定株式を払込みにより取得した居住者等については、その取得をした年分の一般株式等又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、その特定株式の取得価額の合計額が控除されます。



改 正 内 容

2. 譲渡段階

居住者等が、特定株式（※1）を払込みにより取得した場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除される金額は、1. の適用を受けた金額から（1）と（2）とのいずれか低い金額を控除した金額となります。

（1）特定株式の取得価額の合計額

（2）その取得をした年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額

（20億円を超える場合には、20億円）

※1 現行の要件に加え、下記のすべてを満たす株式会社により発行される株式をいいます。

- ・その設立の日以後の期間が5年末満であること。
- ・設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満であること。
- ・各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額の出資金額に対する割合が100分の30を超えること。
- ・その他一定の要件を満たすものであること。

3. 外部資本要件

適用対象となる特定新規中小企業者（※1の要件を満たす株式会社に限る）については、次のように緩和されます。

	現 行	改正案
適用対象となる 特定新規中小企業者	特定の株主グループの有する株式の総数が 発行済株式の総数の6分の5を超える会社 でないこと	特定の株主グループの有する株式の総数が 発行済株式の総数の20分の19を超える会社 でないこと

4. 添付要件

適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、一定の書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないことになります。

（注）上記3. 及び4. については、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例においても同様に改正

適 用 時 期

明記なし

税制適格ストックオプションの行使期間の要件緩和（所得税）

ポイント

設立から5年未満の一定の未上場企業のストックオプションについて、税制適格となる権利行使期間が15年以内に延長されます。

改正内容

現行

税制適格ストックオプションとなる要件の一つである新株予約権の権利行使期間
⇒その付与決議日後2年超10年を経過する日までの間に行うこと

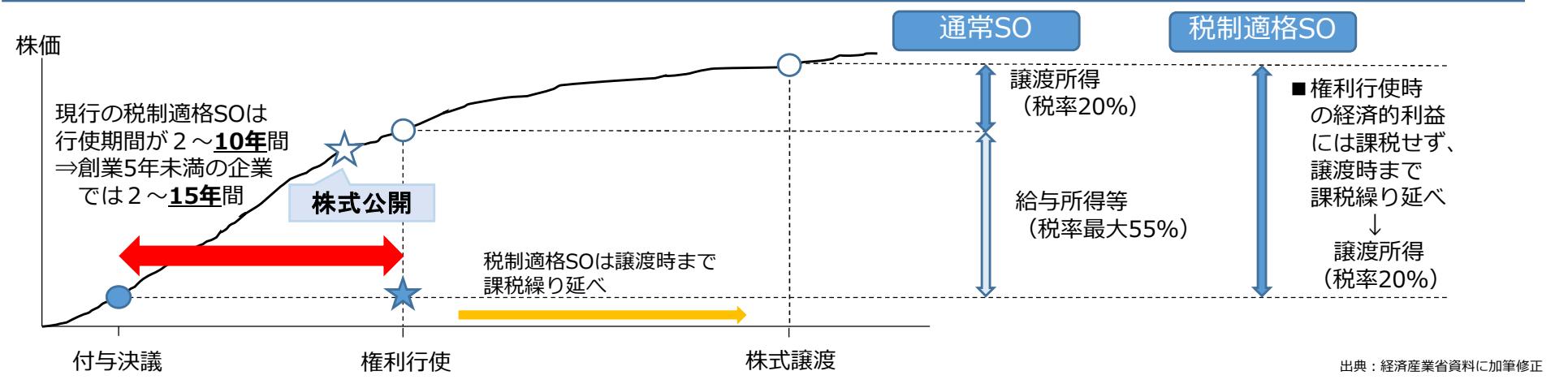
改正案

一定の株式会社（※1）が付与する新株予約権についての新株予約権の権利行使期間
⇒その付与決議日後2年超15年を経過する日までの間に行うこと

※1 一定の株式会社とは、下記の要件全てを満たすものをいいます。

- ・設立の日以後の期間が5年未満の株式会社
- ・金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社その他一定の要件

（注）一定の株式会社の要件を満たさない場合は、現行と同様の取扱いとなります。



適用時期

明記なし

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（所得税）

ポイント

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得には、最低限の負担を追加する制度が設けられます。

改正内容

その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することになります。

具体的には、株式の譲渡所得・土地建物の譲渡所得や給与・事業所得その他の各種所得を合算した基準所得金額から3億3,000万円の特別控除額を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、納めるべき所得税の金額（基準所得税額）を超過した場合となります。

計算式：（**その年分の基準所得金額 – 3億3,000万円**）× 22.5% > 紳めるべき所得税額（基準所得税額）

↓
超過差額分を追加納付

■ 基準所得金額 = 申告不要制度（※1）を適用しないで計算した合計所得金額（※2）

※1 申告不要制度とは下記の特例をいいます。

- ・確定申告を要しない配当所得等の特例
- ・確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

※2 合計所得金額は、その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額とし、合計所得金額には源泉分離課税の対象となる所得金額、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益、NISA制度の非課税所得を含まないものとなります。

■ 基準所得税額 = その年分の基準所得金額に係る所得税の額（外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額）

（注）附帯税及びこの規定により課される所得税額を除く

適用時期

令和7年分以後の所得税について適用

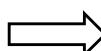
個人事業者の届出手続きの見直し（所得税）

ポイント

個人事業者が事業を開始又は廃止した場合の届出等について、提出を一括で行えるようになります。

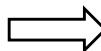
改正内容

1. 個人事業者の開業、廃業等届出書の提出期限



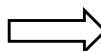
開始・廃止の日の属する年の確定申告期限まで

2. 青色申告による申告の取りやめ届出書の提出期限



やめようとする年分の確定申告期限まで

3. 記載事項の簡素化



- ①開業、廃業等の届出書
- ②青色申告承認申請書及び青色専従者給与に関する届出書
- ③青色申告の取りやめ届出書
- ④納期の特例に関する承認の申請書
- ⑤給与支払事務所等の開設、移転、廃止届出書

適用時期

1. 令和8年1月1日以後の事業の開始等について適用
2. 令和8年分以後の所得税について適用
3. ①令和8年1月1日以後の開廃業 ②令和9年分以後の所得税 ③令和8年分以後の所得税
④令和9年1月分以後の承認申請 ⑤令和9年1月1日以後の開設等について適用

年末調整関連手続きの見直し（所得税）

ポイント

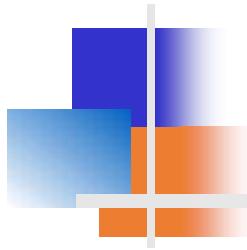
年末調整の際に提出する申告書の記載事項・源泉徴収票の税務署長への提出について見直されます。

改正内容

項目	現 行	改正案
1. 給与所得者の扶養控除等申告書	申告書に記載すべき事項とされる基本情報、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、住民税に関する事項等について毎年記載	申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合にはその旨を記載し、 他の事項の記載は省略
2. 給与所得者の保険料控除申告書	控除の対象となる生命保険料については、その区分ごとに保険会社、種類、契約者、受取人及び受取人の続柄、本年中に支払った保険料等の金額を記載 控除の対象となる社会保険料については、種類、支払先名称、負担すべき人の氏名、続柄、本年中に支払った保険料の金額を記載	生命保険料：保険金の受取人の 続柄の記載は不要 社会保険料：負担すべき配偶者その他の親族の 続柄の記載は不要
3. 源泉徴収票の提出方法	給与支払者は、給与所得の源泉徴収票などの法定調書については、合計表を添付して、翌年の1月31日までに税務署長に提出	市町村に給与支払報告書を提出した場合 ⇒その報告書に記載された給与等について税務署長に提出したものとみなされ、 提出不要

適用時期

- 令和7年分扶養控除等申告書について適用
- 令和6年10月1日以後提出の保険料控除申告書について適用
- 令和9年1月1日以後提出する源泉徴収票について適用



土地住宅税制

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し・延長

ポイント

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除について下記の見直しの上、適用期限が4年延長されます。

改正内容

項目	現行	改正案
家屋の耐震基準及び取壊し等の時期の見直し	<p>本特例の適用対象となる相続人が相続もしくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の一定の譲渡又は被相続人居住用家屋とともにする当該相続もしくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の一定の譲渡をした場合において、その被相続人居住用家屋が譲渡の時までに次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができる。</p> <p>①耐震基準に適合することとなった場合 ②その全部の取壊しもしくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合</p>	左記において、その譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に左記①②に該当することとなったときは、本特例を適用することができる。
特別控除額の見直し	相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人1人あたり3,000万円	左記において、相続人の数が3人以上である場合は1人あたり2,000万円

適用時期

令和6年1月1日以後に行う譲渡について適用され、令和9年12月31日まで延長

租税特別措置法等の新設・延長・拡充・廃止・縮減等①

(所得税・住民税・法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

ポイント

固定資産税・都市計画税の新設及び各税目の延長・拡充・廃止・縮減等については次のとおりです。

改正内容

【新設：固定資産税・都市計画税】

項目	内容
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額	<p>下記①～③を満たす一定のマンションにつき下記大規模修繕が完了した年の翌年度分の固定資産税を市町村の条例に定める割合で減額（1/6以上1/2以下の範囲内）</p> <p>①（イ）又は（ロ）に該当 (イ) マンション管理に関する計画がマンション管理の適正化に関する法律に基づき都道府県等の長に認定されていること。 (ロ) 都道府県等からマンション管理の適正化を図るために必要な助言もしくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直されていること。</p> <p>②令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕を実施</p> <p>③その区分所有者が上記修繕が長寿命化に資する一定の修繕であることの証明書（マンション管理士等が発行したもの）を添付して、当該修繕工事後3か月以内に市区町村に申告</p>

【延長・拡充等：所得税、住民税、登録免許税、固定資産税・都市計画税】

項目	延長
1. 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の適用停止	3年延長
2. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円の特別控除 ①適用対象となる譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングを除外 ②次に掲げる区域内にある土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下（現行：500万円）に引上げ i 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る） ii 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域	3年延長

租税特別措置法等の新設・延長・拡充・廃止・縮減等②

(所得税・住民税・法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

改 正 内 容

項目	延長
3. 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減	3年延長
4. 令和2年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の特例（令和6年度分まで）	2年延長

【廃止・縮減等：所得税、住民税、法人税、固定資産税、不動産取得税】

項目	延長・廃止
1. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ①適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外 ②開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定（個人住民税も同様） i 市街化区域、ii 市街化調整区域、iii 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域	3年延長
2. 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置 不動産所得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置について、床面積要件の上限を160m ² 以下（現行：180m ² 以下）に引き下げ	2年延長
3. 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度 ①適用除外（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）の見直し及び延長 i 対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外 ii 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定 （イ）市街化区域、（ロ）市街化調整区域、（ハ）区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域 ②適用停止の延長	3年延長

租税特別措置法等の新設・延長・拡充・廃止・縮減等③

(所得税・住民税・法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

改 正 内 容

項 目	延 長
<p>4. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none">①既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外②長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて<ul style="list-style-type: none">・東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引上げ・同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引下げ③先行取得の場合の適用要件の追加 (特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の特例を除く) 譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれかの早い日の属する3月期間（事業年度開始の日以後3月ごとに区分した各期間）の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨 適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることを要件に追加	3年延長

適 用 時 期

【新設】令和5年4月1日から令和7年3月31日までに一定の大規模修繕を行った場合に適用

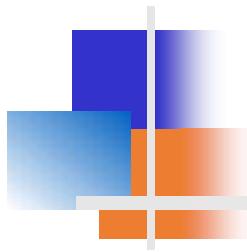
【延長・拡充等】1. 令和8年3月31日まで適用

2. 令和5年1月1日以後に行う低未利用地土地等の譲渡について要件が見直され、
令和7年12月31日まで適用

3. 令和8年3月31日まで適用
4. 令和7年3月31日まで適用

【延長・縮減等】1. 令和7年12月31日まで適用

2. 令和7年3月31日まで適用
3. 令和8年3月31日まで適用
4. 令和8年3月31日まで適用



その他

消費税 適格請求書発行事業者となる免税事業者の負担軽減等①

ポイント

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合の税負担の軽減措置や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置が講じられます。

改正内容

項目	改正案
適格請求書発行事業者となる免税事業者の税負担軽減措置	<p>1. 適格請求書発行事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合、納付税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。</p> <p>(注) 上記の措置は、課税期間の特例(※)の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書を提出していることにより引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については適用されません。ただし、令和5年10月1日以前から課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書の効力を失効できる措置が講じられます。</p> <p>※課税期間を3か月ごと又は1か月ごとに区分して短縮すること。</p> <p>2. 適格請求書発行事業者が上記の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとされます。</p> <p>3. 上記の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。</p> <p>4. その他所要の措置が講じられます。</p>
一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減措置	基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置が講じられます。

消費税 適格請求書発行事業者となる免税事業者の負担軽減等②

ポイント

全ての事業者を対象とした事務負担軽減措置が講じられます。また、適格発行事業者登録制度についての見直しが行われます。

改正内容

項目	改正案
事業者の事務負担軽減	令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について、税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。
適格請求書発行事業者登録制度についての見直し	<ol style="list-style-type: none">1. 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までの登録申請書の提出が必要となります。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなされます。2. 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までの届出書の提出が必要となります。3. 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされます。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。4. 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情（※）については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされます。 ※現行では制度開始日である令和5年10月1日に登録を受けるための申請期限は原則として同年3月31日とされており、同年4月以後に申請する場合は期限内の提出が困難な事情を記載することで同年10月1日に登録を受けたものとみなす措置が講じられています。

消費税 適格請求書発行事業者となる免税事業者の負担軽減等 まとめ

ポイント

免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受け課税事業者となる場合、いつ何をすべきか、ケース別にまとめています。

ケース	提出申請書等	期限	留意事項
R5.10.1から登録を受ける	「適格請求書発行事業者の登録申請書」	原則：R5.3.31 特例：(改正) R5.4.1～令和5.9.30 ※登録手続きの時間を考慮し早めの申請が必要	改正案ではR5.4.1以後に提出する場合の「困難な事情」の記載が不要
課税期間の初日から登録を受ける	「適格請求書発行事業者の登録申請書」	課税期間の初日から起算して15日前の日 ※登録手続きの時間を考慮し早めの申請が必要	実際の登録日が課税期間の初日の翌日以後の場合、初日は未登録となるため注意が必要
R5.10.1後からR11.9.30までの間に課税期間の途中（登録希望日）から登録を受ける	「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録希望日を記載）	「登録希望日」以前15日まで 例：希望日R5.11.1⇒提出期限R5.10.18	実際の登録が「登録希望日後」だった場合でも「登録希望日＝登録日」
登録後、申告納税額の経過措置を受ける（課税売上消費税額の2割納付）	確定申告書に経過措置適用の付記書き	R5.10.1～R8.9.30までの日の属する課税期間	「課税事業者選択届出書」提出によりR5.9.30以前に課税事業者となっている場合には適用されない⇒救済措置でR5.10.1の属する課税期間中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出することで適用
登録後、簡易課税を受けたい	「簡易課税制度選択届出書」	課税期間の末日	本則課税、課税売上消費税額の2割納付、簡易課税の有利・不利の選択を検討

電子帳簿等保存制度の見直し① 優良な電子帳簿の範囲

ポイント

過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲が明確化されます。

改正内容

1. 制度の概要（この部分については改正なし）

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

2. 改正案

上記の軽減制度は継続された上、優良な電子帳簿の対象となる帳簿の範囲が下記とおり明確化されます。

現 行	改正案
税法上保存が必要とされるすべての帳簿 (1) 仕訳帳 (2) 総勘定元帳 (3) その他補助簿 税法上保存が必要とされるすべての帳簿	(1) 仕訳帳 (2) 総勘定元帳 (3) 次に掲げる補助簿 ① 手形帳（手形上の債権債務に関する事項） ② 売掛帳（売掛金その他債権に関する事項） ③ 買掛帳（買掛金その他債務に関する事項） ④ 有価証券台帳（有価証券に関する事項） ⑤ 固定資産台帳（減価償却資産に関する事項） ⑥ 繰延資産台帳（繰延資産に関する事項） ⑦ 売上帳（売上げその他収入に関する事項） ⑧ 仕入帳、経費帳（仕入れ、その他経費又は費用に関する事項）※賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。

適用時期

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

電子帳簿等保存制度の見直し② スキャナ保存

ポイント

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、保存要件の見直しが行われます。

改正内容

- 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、保存要件が下記の通り緩和されます。

要件	現行		改正案		
	重要書類	一般書類	重要書類	一般書類	改正内容
入力期間の制限	○	-	○	-	変更なし
一定水準以上の解像度による読み取り	○	○	○	○	変更なし
カラー画像による読み取り	○	-	○	-	変更なし
タイムスタンプの付与	○	○	○	○	変更なし
解像度及び階調情報の保存	○	○	-	-	廃止
大きさ情報の保存	○	-	-	-	廃止
訂正又は削除の事実及び内容の確認等	○	○	○	○	変更なし
入力者等に関する情報の確認	○	○	-	-	廃止
相互関連性の確保	○	○	○	-	重要書類に限定
見読可能性の確保	○	○	○	○	変更なし
整然・明瞭出力	○	○	○	○	変更なし
関係書類の備付け	○	○	○	○	変更なし
検索機能の確保	○	○	○	○	変更なし

出典：国税庁資料を加工

適用時期

令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用

電子帳簿等保存制度の見直し③ 電子取引データ保存

ポイント

電子取引のデータ保存要件について新たな猶予措置が設けられ、その他の保存要件が見直されます。

改正内容

■電子取引のデータ保存制度について、下記の通り猶予措置の新設、保存要件の緩和が行われます。

項目	改正案
1. 審査措置の廃止	電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められる場合における出力書面による保存を認める審査措置は、令和5年12月31日の適用期限をもって廃止されます。
2. 保存要件の猶予措置（新設）	<p>【要件】 以下のいずれも満たす場合</p> <p>(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると税務署長が認められる場合</p> <p>(2) データのダウンロード及び、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合</p> <p>【措置】 データの保存について、検索機能等の保存要件が不要となります。</p>
3. 検索要件を不要とする対象者の拡充	検索要件の全てを不要とする措置の対象の要件が、判定期間の売上高が5,000万円以下（現行1,000万円以下）の者まで拡充されます。
4. データの保存を行う者等に関する情報	データの保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止されます。

適用時期

令和6年1月1日以後に行う電子取引に係るデータについて適用

車体課税の見直し（国税）

ポイント

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、以下の措置が講じられます。

改正内容

■自動車重量税のエコカー減税の見直し

改正案

1. 令和5年12月31日まで、現行制度が継続されます。
2. 車種に応じてそれぞれ見直しを行った上で、適用期限が令和8年4月30日まで延長されます。
3. 自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、以下の見直しが行われます。
 - (1) 自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作業者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の当該自動車製作業者等が納付すべき自動車重量税の額は、当該不足額に35%（現行：10%）を乗じて計算した金額が加算されます。
 - (2) 上記（1）の自動車製作業者等が納付した自動車重量税の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金不算入とされます。
4. その他所要の措置が講じられます。

適用時期

3. は令和6年1月1日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用

車体課税の見直し（国税）

改 正 内 容

■ 乗用自動車（軽油自動車を除く）の見直し

- 自動車重量税を免除し、又は税率を50%もしくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件は以下のとおりとされます（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る）。

現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
90%以上（※）	90%以上	100%
75%以上	80%以上	90%以上
60%以上	70%以上	80%以上

※ 令和12年度燃費基準に対する達成程度

- 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上（令和2年燃費基準を達成しているものに限る）で、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの間に自動車検査証の交付等を受けるものについては、当該自動車検査証の交付等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置が講じられます。
- 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は以下のとおりとされます。
 - 令和12年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上である自動車で令和6年1月1日から令和7年4月30日の間に新車に係る新規検査を受けるもの
 - 令和12年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上である自動車で令和7年5月1日から令和8年4月30日の間に新車に係る新規検査を受けるもの

車体課税の見直し（地方税）

改正内容

【自動車税環境性能割】

環境性能に応じた非課税～2%の税率の適用区分について、車種に応じて見直しが行われます。

■自家用乗用車

燃費性能に関する要件は以下のとおりとされます（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る）。

種別	現 行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
乗用車	85%以上（※）	85%以上	95%以上
	75%以上	80%以上	85%以上
	60%以上	70%以上	75%以上
軽自動車	75%以上	80%以上	80%以上
	60%以上	70%以上	75%以上
	55%以上	60%以上	70%以上

※ 令和12年度燃費基準に対する達成程度

【自動車税種別割の適用期限延長（種別割のグリーン化特例）】

種別	内容	適用期限
乗用車	軽課／重課	令和8年3月31日
軽自動車	軽課	令和8年3月31日

車体課税の見直し（地方税）

改 正 内 容

【新設：軽自動車税種別割】

種別	種別割	適用時期
特定小型原動機付自転車	2,000円	道路交通法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日の属する年度の翌年度（同法の施行日が4月1日の場合には同年度）分以後の軽自動車税種別割に適用

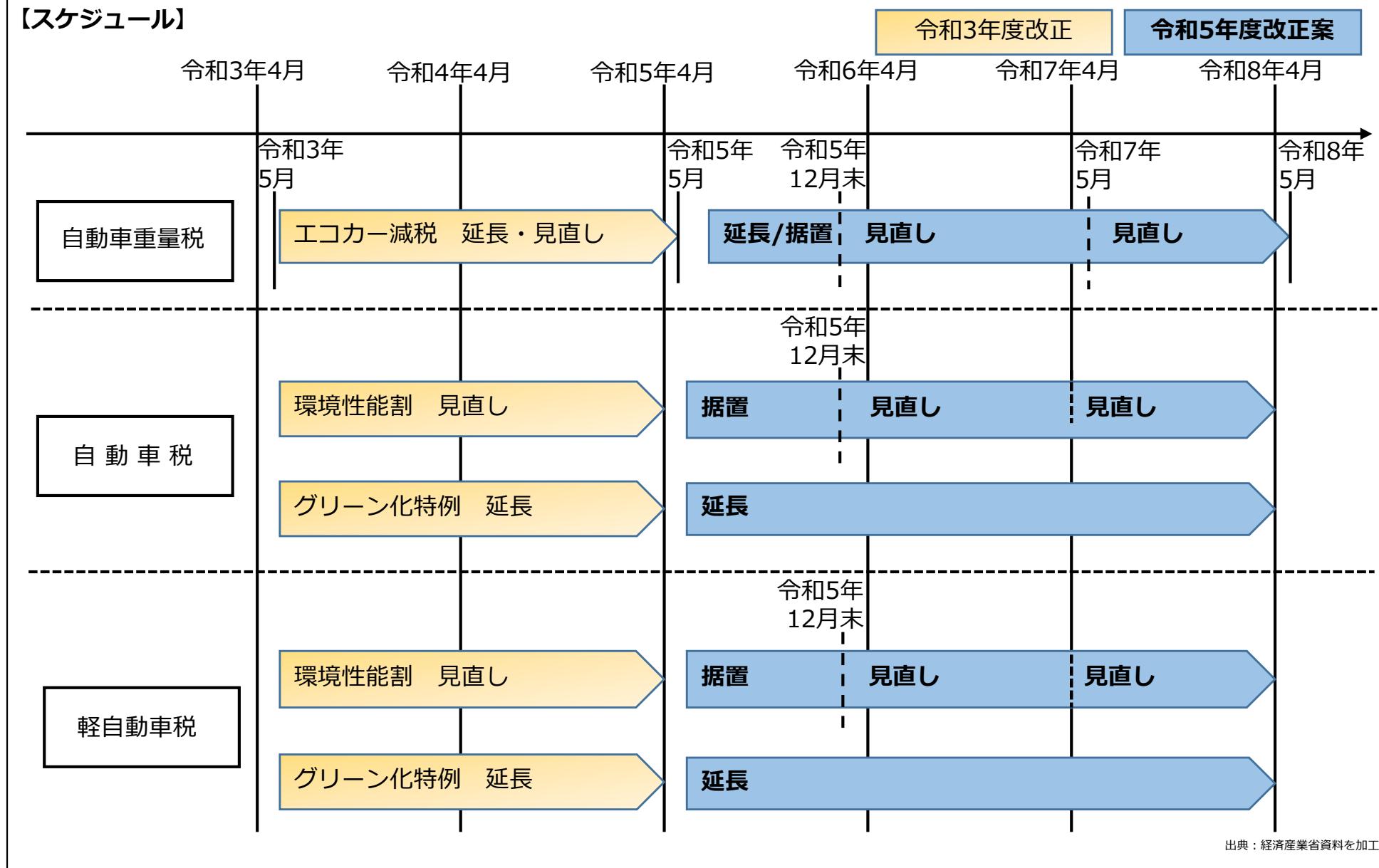
【自動車税・軽自動車税】

自動車税及び軽自動車税の賦課徴収の特例措置について、以下の見直しが行われます。

1. 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車税環境性能割等の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき自動車税環境性能割等の額は、当該納付不足額に35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とされます。
2. 1. の自動車製作者等が納付した自動車税環境性能割等の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金不算入とされます。
3. その他所要の措置が講じられます。

車体課税の見直し（スケジュール）

【スケジュール】



承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置

ポイント

承認酒類製造者に対する酒税について、以下の特例措置が講じられます。

改正内容

- 承認酒類製造者のうち前年度の酒類の総課税移出数量（※1）が3,000kℓ以下の者（※1）が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に、酒類の製造場から移出する酒類（※1）に係る酒税額について、当年度酒税累計額の区分に応じ、以下の割合を軽減する措置が講じられます。

当年度酒税累計額	軽減割合
5,000万円以下の金額	20%
5,000万円を超える8,000万円以下の金額	10%
8,000万円を超える1億円以下の金額	5%

- 「当年度酒税累計額」：その年度の初日以後に製造場から移出した酒類について、酒税法等に規定する税率により算出した額の累計額
- 軽減割合は前年度の一の品目の酒類の課税移出数量が以下の数量の場合、それぞれ次に定める割合を軽減割合に乗じて得た割合。
 - ①400kℓを超える1,000kℓ以下：75%、
 - ②1,000kℓを超える1,300kℓ以下：50%、③1,300kℓ超：25%

- 清酒等に係る酒税の税率の特例措置、ビールに係る酒税の税率の特例措置及び被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置（以下「旧特例措置」といいます）は、適用期限をもって廃止されます。なお、激変緩和等の観点から、令和5年度については、旧特例措置を適用することができるほか、承認酒類製造者は以下の年度について上記1. の措置に代えて次に定める措置を適用できることとする措置が講じられます。

- (1) 令和6年度から令和8年度まで 旧特例措置
- (2) 令和9年度 旧特例措置の軽減割合に90%を乗じて得た割合を軽減割合とする旧特例措置
- (3) 令和10年度 旧特例措置の軽減割合に80%を乗じて得た割合を軽減割合とする旧特例措置

- その他所要の措置が講じられます。

※1 一定の者又は一定のものを除きます。

※2 「承認酒類製造者」とは、酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて税務署長の承認を受けた酒類製造者ことをいいます。

※3 承認の申請をする者は、申請書に酒類業の健全な発達に資するために必要な経営基盤の強化のための目標やその目標を達成するための措置等を記載した書面を添付した上で提出する必要があります。

※4 承認酒類製造者が目標の達成状況等を記載した書面を税務署長に提出しない場合には、1. 及び2. の措置は適用できません。

適用時期

- は令和6年4月1日以後に酒類の製造場から移出する酒類について適用

資金決済関係に関する見直し

ポイント

資金決済に関する法律の改正に伴い、以下の措置が講じられます。

改正内容

項目

1. 特定信託受益権の譲渡をした者がその譲渡の対価の支払を受ける場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、その者は以下の告知を要しないこととされます。
 - (1) 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知
 - (2) 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
2. 特定信託受益権の譲渡を受けた者等がその譲渡の対価の支払等をする場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、その者は以下の調書の提出を要しないこととされます。
 - (1) 株式等の譲渡の対価等の支払調書
 - (2) 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
 - (3) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
3. 電子決済手段等取引業者は、顧客の依頼に基づき、当該電子決済手段等取引業者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定（以下「国内電子決済手段勘定」といいます）から国外において電子決済手段等取引業を営む者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定（以下「国外電子決済手段勘定」といいます）に電子決済手段の移転をした場合又は国内電子決済手段勘定に国外電子決済手段勘定から電子決済手段の移転を受けた場合には、これらの移転に係る電子決済手段の価額が100万円以下であるときを除き、当該電子決済手段等取引業者は、その移転に係る電子決済手段の種類、価額その他の事項を記載した調書を、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。
4. 特定信託受益権が所得税法上の有価証券の範囲から除外されるほか、所要の措置が講じられます。

適用時期

3. は令和6年1月1日以後に行われる電子決済手段の移転について適用

加算税の引上げ・加重措置（国税及び地方税）

ポイント

高額な無申告に対する無申告加算税の割合が引き上げられるとともに、繰り返し無申告加算税等を課される者が行う更なる無申告に課される無申告加算税等を加重する措置が設けられます。

改正内容

1. 高額な無申告に対する無申告加算税の引上げ

無申告加算税の割合について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられます。同時に、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置が講じられます。

納付すべき税額	現 行	改正案
50万円以下	15%	15%（変更なし）
50万円超	20%	20%（変更なし）
300万円超		30%（新設）

2. 無申告加算税の加重措置

過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合において、期限後申告等に基づき課される無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告もしくは修正申告又は更正もしくは決定があった場合において、前年度及び前々年度の国税について無申告加算税もしくは重加算税を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときにおける、その期限後申告等に基づき課される無申告加算税等が加えられます。

3. 地方税における不申告加算金及び重加算金についても、同様の見直しがされます。

適用時期

令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するものについて適用

納税者の利便性向上等

改 正 内 容

項目	改正案
ダイレクト納付の利便性の向上	<ol style="list-style-type: none">1. みなし納付時期 e-Taxによる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る）で、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなし、延滞税等に関する規定が適用される等所要の措置が講じられます。2. 適用時期 令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用されます。
スマートフォン用電子証明書を利用したe-Taxの利便性の向上	<ol style="list-style-type: none">1. e-Taxの電子証明書の範囲の拡大 スマートフォンに搭載された署名用電子証明書が加えられます。2. 暗証番号等の省略 利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いてe-Taxにより申請等又は国税の納付を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力を不要とされます。3. 適用時期 令和7年1月1日以後に行う申請等又は国税の納付について適用されます。
印紙税非課税措置の延長（新型コロナウイルス感染症関連）	新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置による、特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税非課税措置が、令和6年3月31日まで延長されます。
法定調書の電子情報処理組織（e-Tax等）又は光ディスク等による提出の承認の不要	法定調書の書面による提出に代えて、電子情報処理組織（e-Tax等）又は光ディスク等の提出をする場合の要件である事前承認が不要とされます。
課税貨物を保税地域から引き取る際の輸入許可証等の範囲の見直し	内国消費税について、課税貨物を保税地域から引き取る特例輸入者が帳簿への記載を省略する場合に保存することとされている輸入許可書等の範囲に、これらの書類に係る電磁的記録を含めることとされます。

改 正 内 容

項目	改正案	適用時期
クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備	国税において可能とされているクラウド等を利用した支払調書の提出方法について、同様の方法により個人住民税においても給与支払報告書の提出を行うことができるようになります。	令和5年4月1日から施行（eLTAXのシステム面も含めた実務的な準備が整い次第対応）
相続税に係る固定資産情報の通知の電子化	令和4年度税制改正により、市町村長が相続税の課税のために税務署長に対して行うこととされた固定資産情報の通知について、eLTAXを通じて電子的に通知されます。	令和4年度の相続税法改正法の施行の日
法人事業税に係るeLTAXを通じた団体間回送手続きの対象拡大	eLTAXを通じて行うことができる行政機関間の通知の対象に、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例等に係る通知が追加されます。	明記なし
個人住民税における配偶者特別控除の適用に係る所要の措置	夫婦それぞれの合計所得金額が一定の金額である場合における個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するための所要の措置が講じられます。	令和8年度分以後の個人住民税
少額減価償却資産等に係る規定の整備	令和4年度税制改正により、国税における少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるもの）を除きますの用に供した資産を除外するとされたことに伴い、償却資産に係る固定資産税について、これに準じて所要の措置が講じられます。	明記なし



令和5年度税制改正冊子委員会

令和5年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- [本 部] 愛知実希、石井学、石山大助、岩本治子、伊藤貴人、遠藤壮一郎、大黒裕子、小山裕一、
佐々木勇人、高橋秀平、鶴岡拓弥、林伸浩、松本敬史、三門翔太郎、安江利哉、山本孝幸、
渡邊光司
[城 南] 阿部清久、上杉唯文、沖敦、古閑俊郎、小坂光重、佐々木直美、佐藤晶子、鈴木光、
鈴木康大、須藤良明、宗田健二、高野仁、中川勝利、福原聰、三井芳人、三宅庸介、
山川学武、山本健史
[神奈川] 中村浩之

事 務 局

- [本 部] 高尾英一、長谷川ルリ子、土田道太
[城 南] 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連 絡 先

- [本 部] 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
[城 南] 東京都世田谷区玉川台2-3-20
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和4年12月16日に公表された「令和5年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和5年度に予定される税制改正の内容を解説したもので。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。